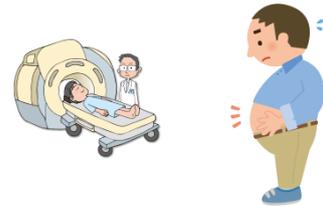


県技共済規程改正について

共済規定を改正し、下記 2 項目を新たに共済金助成金種別（第 3 条別表）に追加し運用することが、先の理事会において決定しましたのでお知らせいたします。

【健康管理等に関する助成金】

- ・ 対象 会員の間ドック、健康診断等の検査費用に対する助成金支給
- ・ 助成額 1 件につき 5,000 円を上限とする。
- ・ 期間 令和元年 8 月 1 日～12 月 20 日（予算額に達した時点で終了）
- ・ 必要書類 検査費用の領収書のコピー、申請書



【療養等助成金】

- ・ 対象 就労が困難（病気、けが、出産育児等）な会員に対する助成金支給
- ・ 助成額 日技、県技、連盟の会費分を助成する。
- ・ 期間 令和元年 7 月分から 1 年以内で、職場復帰するまでの期間。
- ・ 必要書類 証明できる書類のコピー、申請書

